

諮問事項

瀬戸内海の環境保全に関する
岡山県計画の変更について

岡 山 県

目 次

瀬戸内海の環境保全に関する岡山県計画の点検について・・・ 1

瀬戸内海の環境保全に関する岡山県計画の
変更（骨子）について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

瀬戸内海の環境保全に関する岡山県計画の概要・・・・・・・・ 15

瀬戸内海環境保全基本計画の変更について・・・・・・・・ 19

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の点検について

1 趣旨

平成28年10月に策定した瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画（以下「県計画」という。）では、施策の進捗状況について点検を行い、必要に応じて見直しを行うとしている。

2 点検方法

瀬戸内海の状況、施策の実施等に関連する34の指標について、次のとおり「○」、「△」、「×」の3段階で判定することで、県計画の進捗状況の点検を行った。

(1) 点検基準

- ・各指標の性格について、その数値が、「大きい方が良い」、「小さい方が良い」、「一概には言えない」の3種類に分類した。
- ・計画策定時の値と直近の値の比較を基本とした。ただし、長期的な傾向を見ないと進捗が判断できない指標は、過去5年間の推移で判定した

指標の性格	判 定		
	○	△	×
大きい方が良い	増加傾向	横ばい	減少傾向
小さい方が良い	減少傾向	横ばい	増加傾向
一概には言えない	備考欄に判定理由を記載		

(2) 備考欄

上記の判定を行った理由、その他補足すべき事項を記載した。

3 点検結果の概要

全34指標のうち、「○」が20、「△」が12、「×」が2であった。

分野別の結果及び代表的な指標の状況については次のとおり。

(1) 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標（全9指標）

判 定	指 標
○(3)	<u>藻場・干潟の面積</u> 、埋立面積、生物多様性地域戦略の策定自治体数
△(5)	底質改善取組箇所数、里海の取組箇所数、自然海浜保全地区指定数 <u>主な海水浴場の利用者数</u> 、環境配慮型構造物の採用件数
×(1)	渡り鳥飛来数（カモ類）

- ・ 幼稚魚等の生息場所や栄養塩類の循環等、多様な役割を担っている藻場について、その再生の取組を推進した結果、藻場面積は平成27年度の2,024haが令和2年度には、2,168haまで回復した。
- ・ 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場として多くの人々に利用される自然海浜について、その利用に好適な状態で保全されるよう関連施策を講じた結果、令和元年度の主な海水浴場の利用者数は、113,201人(平成27年度：119,737人)であった。なお、令和2年度は、コロナウイルス感染症の影響で多くの海水浴場が開設中止した。

【今後の施策の進め方】

引き続き、生物の産卵・生育の場として重要な藻場・干潟等の保全・再生に努める。
また、多くの人々に親しまれている自然海浜の適正な維持・管理に努める。

(2) 水質の保全及び管理に関する指標（全8指標）

判 定	指 標
○(6)	<u>汚濁負荷量、汚水処理人口普及率、下水道高度処理実施率</u> 家畜排せつ物の管理の適正化法への対応状況、PRTRに基づく届出排出量 主な海水浴場の水質判定基準の達成状況
△(1)	<u>水質汚濁に係る環境基準達成状況</u>
×(1)	エコファーマー認定件数

- ・ 水質汚濁防止法に基づき水質総量削減制度を実施した結果、COD、窒素、りんの水質汚濁負荷量は、平成26年度の34、37、2.0トン／日が、令和2年度には30、36、1.9トン／日と着実に削減されている。一方でCODの環境基準達成率は40%と未だ十分ではなく、今後も着実に水環境を改善する取組が必要である。
- ・ 下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の汚水処理施設について、「クリーンライフ100構想」に基づき、効率的な整備を推進した結果、汚水処理人口普及率及び下水道高度処理実施率は、平成28年度末の85.2%、68.2%が、令和2年度末には87.6%、78.7%と生活排水対策は着実に進捗している。
- ・ なお、本県海域では養殖ノリの色落ち、水産資源の減少等の問題が生じており、湾・灘等ごと季節ごとにおける漁業、海域環境の特性や実態に応じたきめ細やかな水質管理を推進するため、平成29年に下水道業（児島湖流域を除く。）における窒素及びりんの総量規制基準を他県並みに緩和し、沿岸の多くの下水処理施設が管理運転に取り組んでいる。

【今後の施策の進め方】

水質環境基準が未達成の海域においては速やかな達成に努めるとともに、達成された海域においてはこれが維持されるよう、水質汚濁防止のための取組を引き続き維持する。また、湾・灘ごとの実情や必要性に応じた栄養塩類の管理についても引き続き進めていく。

(3) 自然景観及び文化的景観の保全に関する指標（全12指標）

判 定	指 標
○(10)	国立公園利用者数、 <u>国立公園面積</u> 、森林面積、 <u>森林整備(造林)実施面積</u> 保安林指定面積、林地開発許可件数 重要伝統的建築物群保存地区選定件数(沿岸市) <u>史跡、名勝、天然記念物等の国・自治体指定件数(沿岸市)</u> 主な海関連伝統行事数(沿岸市)、都市公園面積(沿岸市)
△(2)	景観法に基づく景観計画の策定自治数(県及び沿岸市) 都市計画法に基づく風致地区指定面積(沿岸市)
×(0)	

- ・ 瀬戸内海国立公園の特別地域に指定された地域については、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないことを主眼として適正に保全されるよう規制の徹底等を図った。令和2年度の国立公園面積は、4,963haであった。
- ・ 瀬戸内海の沿岸地域及び島しょ部における草木の緑は、瀬戸内海の自然景観を構成する重要な要素であることから、現状の緑を極力維持し、かつ、積極的にこれを育てるための施策を推進した結果、令和2年度の森林整備実施面積は174haであった。
- ・ 瀬戸内海の自然景観と一体となっている史跡、名勝、天然記念物等は、人の歴史・文化や自然との関わりを後世に伝える重要な文化財であることから、これら文化的景観をできるだけ良好な状態で保全するため、文化財保護法等の関係法令の遵守を徹底した結果、令和2年度の史跡、名勝、天然記念物等の国・自治体指定件数は474件であった。

【今後の施策の進め方】

瀬戸内海地域の優れた自然の風景地や生物多様性の保全上重要な地域について、引き続きその保全を推進する。

(4) 水産資源の持続的な利用の確保に関する指標（全5指標）

判 定	指 標
○(1)	<u>資源管理計画策定数</u>
△(4)	<u>漁業生産量（漁船漁業、カキ養殖業、ノリ養殖業）</u> 海域のクロロフィルa・栄養塩（溶存態無機窒素、溶存態無機りん） 水産動植物採捕禁止区域等設定数、漁場環境等整備事業実施箇所数
×(0)	

- ・ 「岡山県水産振興プラン」等に基づき、水産資源の持続的な利用を確保するため、環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図り、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理が実施されるように努めた。
- ・ 漁場環境整備、アマモ場の再生等に取り組むほか、資源管理の推進に努め、令和2年度時点での資源管理計画策定数は、10件（平成27年度：6件）となったが、直近5年間でみると漁船漁業生産量及びノリ生産枚数は減少傾向となっている。一方、カキ生産量(むき身)は、横ばいとなっている。

【今後の施策の進め方】

環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図るとともに、藻場・干潟の保全等生息環境の整備、栄養塩類の管理、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理等の取組を推進することで、引き続き、水産資源の持続的な利用の確保に努める。

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出

No	状況を把握するための指標											関連施策	点検結果		備 考
	指標名		単位	数値							指標の性格		判定		
1	藻場・干潟の面積	藻場面積	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	2,168	藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全	数値が大きいほどよい	○	干潟面積(人工)は横ばいであるが、藻場面積が増加したことから、全体として「○」と判定した。	
			ha	2,024	-	-	-	-							
		干潟面積(人工)	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	5,34					
			ha	5,34	5,34	5,34	5,34	5,34	5,34						
2		渡り鳥飛来数(カモ類)	年度	H26	H28	H29	H30	R1	R2		藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全	数値が大きいほどよい	×	減少傾向にあるが、その原因は不明。	
羽			26,247	19,186	20,155	16,420	16,142	14,795							
3		底質改善取組箇所数	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2		底質改善対策の推進	数値が大きいほどよい	△		
件			3	3	3	3	3	3							
4		里海の取組箇所数	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2		底質改善対策の推進	数値が大きいほどよい	△		
件			3	3	3	3	3	3							
5		自然海浜保全地区指定数	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2		自然海岸の保全 海岸の管理	数値が大きいほどよい	△		
件			8	8	8	8	8	8							
6		主な海水浴場の利用者数	年度	H26	H28	H29	H30	R1	R2		自然海岸の保全 海岸の管理	数値が大きいほどよい	△	令和2年度は、コロナウイルス感染症の影響で8カ所(12カ所中)が開設中止したため、H28～R1までの推移から「△」と判定した。	
人			119,737	160,830	144,022	87,626	113,201	450							
7		生物多様性地域戦略の策定自治体数	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2		藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全	数値が大きいほどよい	○		
自治体数			1	2	2	2	2	2							
8		埋立面積 (埋立免許・承認面積)	年度	H26	H28	H29	H30	R1	R2		埋立に当たった環境保全に対する配慮	数値が小さいほどよい	○		
ha			0	0	0	0	0	0							
9		環境配慮型構造物の採用件数	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2		沿岸域の整備に当たった環境保全に対する配慮	数値が大きいほどよい	△		
件			3	3	3	3	3	3							

2 水質の保全及び管理

No	状況を把握するための指標										関連施策	点検結果		備考
	指標名	単位	数値									指標の性格	判定	
10	水質汚濁に係る環境基準達成状況	COD	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	水質総量削減制度等の実施及び水質の管理	数値が大き いほどよい	△	りんの達成率が下降したが、CODの達成率が上昇したことから、全体として「△」と判定した。	
			%	30	30	40	40	40	40					
		TN	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2					
			%	100	100	100	100	100	100					
		TP	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2					
			%	87.5	87.5	87.5	87.5	87.5	50					
11	汚濁負荷量	COD	年度	H26	H28	H29	H30	R1	R2	水質総量削減制度等の実施及び水質の管理	一概には言えない	○	第8次岡山県水質総量削減計画で定めた削減目標量（令和元年度）を達成していることから、「○」と判定した。	
			t/日	34	34	33	33	32	30					
		TN	年度	H26	H28	H29	H30	R1	R2					
			t/日	37	37	37	37	37	36					
		TP	年度	H26	H28	H29	H30	R1	R2					
			t/日	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9					
12	汚水処理人口普及率	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	数値が大き いほどよい	○	クリーンライフ100構想に基づいた計画的な施設整備を推進しており、目標値の達成に向けて、全体としては汚水処理施設の普及率向上が図られていることから、「○」と判定した。目標値：(R2)88.8%			
13	下水道高度処理実施率	年度	H26	H28	H29	H30	R1	R2	数値が大き いほどよい	○				
14	家畜排せつ物の管理の適正化法への対応状況	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	数値が大き いほどよい	○				
		%	100	100	100	100	100	100						
15	エコファーマー認定件数	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	数値が大き いほどよい	×	補助金の交付要件から外れ、認定取得のメリットがなくなることや高齢化等の影響を受け、減少。なお、令和4年7月で制度廃止。			
16	PRTRIに基づく届出排出量	年度	H26	H28	H29	H30	R1	R2	数値が小さ いほどよい	○				
		kg/年	175,163	152,061	181,709	191,859	165,068	137,721						
17	主な海水浴場の水質判定基準の達成状況	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	数値が大き いほどよい	○	令和2年度は、コロナウイルス感染症の影響で8カ所(12カ所中)が開設中止			

3 自然景観及び文化的景観の保全

No	指標名	状況を把握するための指標										関連施策	点検結果		備考
		単位	数値								指標の性格		判定		
18	国立公園利用人数	年度	H25	H28	H29	H30	R1	R2				自然公園等の保全 エコツーリズム等の推進	数値が大きいほどよい	○	コロナウイルス感染症の影響が大きいR2は除外し、H28～R1までの推移から、「○」と判定した。
千人		3,699	3,910	3,816	3,915	4,239	2,291								
19	国立公園面積	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2				自然公園等の保全	数値が大きいほどよい	○	増えやすい内容のものではなく、現行のものはきちんと保護されているので「○」と判定した。
ha		4,963	4,963	4,963	4,963	4,963	4,963								
20	景観法に基づく景観計画策定自治体数(県及び沿岸市)	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2				緑地等の保全 その他の措置	数値が大きいほどよい	△	岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)目標値12市町村(沿岸市以外も含む)、目標年度R6年度末
自治体数		4	4	4	4	4	4								
21	森林面積	年度	H26	H28	H29	H30	R1	R2				森林の適正な管理 緑地等の保全	一概に言えない	○	県内の森林は、森林計画制度、保安林制度、林地開発許可制度により、適正に管理されている。
ha		481,455	483,601	483,416	483,222	482,797	482,428								
22	森林整備(造林)実施面積	年度	H26	H28	H29	H30	R1	R2				森林の適正な管理 緑地等の保全	数値が大きいほどよい	○	
ha		151	188	166	148	181	174								
23	保安林指定面積	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2				森林の適正な管理 緑地等の保全	数値が大きいほどよい	○	
ha		172,176	172,365	172,540	172,584	172,916	173,025								
24	林地開発許可件数	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2				森林の適正な管理 緑地等の保全	数値が小さいほどよい	○	
件数		10	13	7	11	8	3								
25	都市公園面積(沿岸市)	年度	H26	H28	H29	H30	R1	R2				緑地等の保全	数値が大きいほどよい	○	
ha		1980.1	1983.0	1982.1	1982.3	1984.9	1982.5								
26	都市計画法に基づく風致地区指定面積(沿岸市)	年度	H26	H28	H29	H30	R1	R2				緑地等の保全	数値が大きいほどよい	△	
ha		334.7	334.7	334.7	334.7	334.7	334.7								
27	重要伝統的建築物群保存地区選定件数(沿岸市)	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2				史跡、名勝、天然記念物等の保全	数値が大きいほどよい	○	件数が増えやすい内容のものではなく、現行のものとはきちんと保護されているので「○」と判定した。
件		1	1	1	1	1	1								
28	史跡、名勝、天然記念物等の国・自治体指定件数(沿岸市)	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2				史跡、名勝、天然記念物等の保全	数値が大きいほどよい	○	
件		460	461	467	472	474	474								
29	主な海関連伝統行事数(沿岸市)	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2				史跡、名勝、天然記念物等の保全	数値が大きいほどよい	○	件数が増えやすい内容のものではなく、現行のものとはきちんと保護されているので「○」と判定した。
件数		7	7	7	7	7	7								

4 水産資源の持続可能な利用の確保

No	状況を把握するための指標										関連施策	点検結果		備 考
	指標名	単位	数 値									指標の性格	判定	
30	漁業生産量	漁船漁業	年度	H26	H28	H29	H30	R1	R2	水産資源の持続的な 利用の確保	数値が大きい ほどよい	△	直近5年間でみると、漁船漁業及びノリ養殖業は減少傾向であるが、カキ養殖業が横ばいであることから、全体として「△」と判定した。	
			t	4,122	4,055	3,600	3,149	3,232	2,579					
		カキ生産量 (むき身)	年度	H26	H28	H29	H30	R1	R2					
			t	2,387	2,995	3,517	2,577	3,379	3,052					
		ノリ生産枚数	年度	H26	H28	H29	H30	R1	R2					
			億枚	1.62	2.09	1.92	1.78	1.52	1.48					
31	海域の クロロフィルa 及び栄養塩	クロロフィルa	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	水産資源の持続的な 利用の確保	一概に言え ない	△	直近5年間でみると、横ばいであるが、溶存態無機窒素が水産用水基準においてノリ養殖に最低限度とされている5～7μmol/Lを下回っているため、全体として「△」と判定した。	
			μg/L	3.2	3.8	3.8	3.1	2.8	2.8					
		溶存態無機窒素 濃度	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2					
			μmol/L	3.4	3.3	2.7	4.2	2.5	2.8					
		溶存態無機りん 濃度	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2					
			μmol/L	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.5					
32	水産動植物 採捕禁止区域 等設定数	岡山県海面漁業 調整規則	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	水産資源の持続的な 利用の確保	数値が大きい ほどよい	△		
			箇所	3	3	3	3	3	3					
		岡山海区漁業 調整委員会指示	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2					
			箇所	10	10	10	10	10	10					
33	資源管理計画策定数	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	水産資源の持続的な 利用の確保	数値が大きい ほどよい	○			
件		6	6	7	9	9	10							
34	漁場環境等整備事業実施箇所数 (累計)	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	水産資源の持続的な 利用の確保	数値が大きい ほどよい	△			
箇所		4	4	4	4	4	4	4						

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更（骨子）について

1 趣旨

瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「法」という。）第4条第1項の規定により、関係府県知事は、国が定める瀬戸内海環境保全基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について、府県計画を定めることとされている。

国では、令和3年6月に法改正が行われ、令和4年2月には、地域の実情に応じた栄養塩類の管理、藻場・干潟等の保全、海洋プラスチックごみ等の発生抑制、気候変動への対応などを盛り込む基本計画の変更が行われた。

本県では、平成28年10月に瀬戸内海の環境保全に関する岡山県計画を変更しているが、今回の国の基本計画の変更等を受け、関係機関、専門家、県民等の意見を踏まえた上で、岡山県計画を変更する。

2 県計画の主な変更点

【変更前】

水質の保全及び管理	沿岸域の環境の保全、再生及び創出
水産資源の持続的な利用の確保	自然景観及び文化的景観の保全



【変更後】

水質の保全及び管理並びに水産資源の持続的な利用の確保 - 汚濁負荷の低減、下水道等の整備促進 - 底層環境の改善 <u>栄養塩類の管理</u> など	沿岸域の環境の保全、再生及び創出並びに自然景観及び文化的景観の保全 - 藻場・干潟等の保全 - 自然海浜の保全 - 沿岸の自然景観・文化的景観の保全 など
<u>海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等への対応</u> - 内陸地域を含む発生抑制の推進 - プラスチックごみ対策の推進 など	<u>気候変動への対応</u> - 監視測定の実施 - 調査研究等の推進 など

3 骨子の概要

別紙のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年9月	岡山県環境審議会（諮問）
10月	パブリック・コメントの実施
11月	第2回湾灘協議会開催
令和5年1月	岡山県環境審議会（答申）
2月	計画案に係る国（環境省）との正式協議
3月	計画の策定、公表

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画（変更案・骨子）

第 1 序説

1 計画の趣旨

国は、瀬戸内海の環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために「瀬戸内海環境保全基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しており、令和 4 年 2 月に基本計画の全部を変更した。

これに伴い、変更後の基本計画に基づいて本計画を策定するものである。

2 計画の期間

この計画の期間はおおむね 10 年とする。また、おおむね 5 年ごとに、本計画に基づく施策の進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

第 2 計画の目標

きれいで豊かな海の確保に向けて、次の 1 から 4 に掲げる目標を達成するべく取組を進める。

- 1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
- 2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
- 3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応
- 4 気候変動への対応

第 3 目標達成のための基本的な施策

それぞれの目標を達成するため、次のような施策を実施する。

1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保

- (1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減
- (2) 下水道等の整備の促進
- (3) 底層環境等の改善
- (4) 油等による汚染の防止
- (5) 栄養塩類の管理等
- (6) 水産資源を含む生物の生息環境の整備等

2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全

- (1) 自然海浜等の保全等
- (2) 海砂利の採取の抑制
- (3) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
- (4) エコツーリズム等の推進
- (5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
- (6) 島しょ部の環境の保全
- (7) 森林の適正な管理

3 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等

- (1) 海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進
- (2) プラスチックごみ対策の推進
- (3) 排出抑制と循環的利用の促進

4 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進

- (1) 監視測定の実施
- (2) 調査研究等の推進

第4 計画の点検

本計画で定められた施策の実施状況等を把握することにより、計画の進捗に係る点検を行い、施策の効果的な実施を図るものとする。

瀬戸内海の実境の保全に關する岡山県計画の概要（平成28年10月）

第1 序 説

1 計画の趣旨

瀬戸内海を美しい景勝の地として、また、水産資源の宝庫として、その恵沢を後代に継承すべく、それにふさわしい環境の確保、維持及び回復を目指して、瀬戸内海の実境保全に關する施策を推進するための総合的な計画として策定する。

2 計画の期間

計画の期間を概ね10年とし、概ね5年ごとに点検を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 現状と課題

岡山県の海域は、面積は比較的狭いが、島しょ部、浅海域、河口部等の多様な地形と静穏域、瀬戸、汽水域等の様々な環境を有し、水産業、工業、海上交通、観光等の基盤であるとともに、島々が形成する多島美、人と自然が形成する人文的景観、自然景観と一体となっている史跡などがある。しかし、その一方で、藻場・干潟の減少等が問題となっている。

水質については、平成27年度の環境基準の達成率は、化学的酸素要求量が30%、全窒素が100%、全リンが87.5%である。

水産業については、播磨灘ではカキ養殖業やノリ養殖業、備讃瀬戸では漁船漁業のほか、一部でノリ、カキの養殖業が営まれているが、近年はノリの色落ちや漁業生産量の低迷等が問題となっている。

第2 計画の目標

藻場・干潟の減少や漁業生産量の低迷等の課題に対応し、美しい景観・憩い・多様な生物の生息の場、漁業生産、物流・人流等の多面的価値・機能が発揮された「豊かな瀬戸内海」の実現を目標とする。

1 沿岸域の実境の保全、再生及び創出に關する目標

水質浄化、物質循環及び水生生物の生育の場として重要な藻場・干潟、人と自然のふれあいの場や瀬戸内海の実境の一部として重要な自然海岸、魚介類の生息場である海底の実境等沿岸域の実境が良好に保たれていること。

2 水質の保全及び管理に關する目標

水質汚濁等を防止するための対策が計画的に講ぜられ、水質環境基準の達成に努めるとともに、湾・灘等ごとや季節ごとにおける漁業等の地域の実情に応じた水質管理に關する検討や順応的な取組が進められていること。

3 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

瀬戸内海の優れた自然景観やこれと一体をなしている文化財等が保全されているとともに、地域の自然や文化を活かしたエコツーリズム等が推進されていること。

4 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標

生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図り、水産資源の適切な保存と管理の推進に努めること。

第3 目標達成のための基本的な施策

自然環境の保全、水質の保全に関する規制等これまでの保全型施策の充実に加え、沿岸域における良好な環境の再生・創出、生物多様性・生物生産性の確保の観点からの水質の管理、底質環境の改善等を基本的な考え方として施策を実施するものとする。

また、施策の実施等に当たっては、漁業や海域環境の特性、地域の実情に応じて行うものとし、必要に応じ里海づくりの手法の導入と適切な管理に努めるものとする。

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出

- 藻場・干潟・砂浜・塩生湿地等の保全
- 自然海岸の保全
- 悪化した底質の改善、窪地対策の推進
- 防潮、養浜等による海岸の管理
- 河川・湖沼関係者との連携
- 海砂利の採取の抑制
- 埋立て及び沿岸域の整備に当たっての環境保全に対する配慮

2 水質の保全及び管理

- 水質総量削減制度等の実施及び水質の管理
- 下水道等の整備の促進
- 水質及び底質環境の改善
- 有害化学物質等の低減のための対策
- 油等による汚染の防止
- 海水浴場等の保全
- 森林の適正な管理

3 自然景観及び文化的景観の保全

- 自然公園、緑地等の保全及び史跡、名勝、天然記念物等の保全
- 漂流・漂着・海底ごみ対策の推進
- 漁港、畑、町並み等の文化的景観の保全
- エコツーリズム等の推進

4 水産資源の持続的な利用の確保

- 環境との調和に配慮した水産動植物の増殖の推進
- 資源管理型漁業の取組の推進

5 廃棄物の処理施設の整備及び最終処分場の確保

- 廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）の促進
- 処理施設の整備
- 最終処分場の確保

6 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

○藻場及び干潟の保全、森林等の適切な管理による自然浄化能力の維持・回復

7 島しょ部の環境の保全

○島しょ部における環境保全の推進

8 基盤的な施策

○水質等の監視測定
○環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等
○関係機関等との連携の強化 ○国内外の閉鎖性海域との連携
○情報提供・広報の充実、普及啓発及び住民参加の推進
○環境教育・環境学習の推進

9 施策実施上必要な事項

○施策についての財源確保と積極的な推進

第4 計画の点検

1 施策の実施状況及びその効果の把握

瀬戸内海の環境保全を推進するため、本計画で定められた施策の実施状況及び環境の改善状況について、次の指標を用いて把握することにより計画の進捗に係る点検を行い、施策の効果的な実施を図るものとする。

2 状況を把握するための主な指標

- (1) 主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標
 - 藻場・干潟の面積
 - 里海の取組箇所数
 - 底質改善取組箇所数等
- (2) 主に水質の保全及び管理に関する指標
 - 水質汚濁に係る環境基準達成状況
 - 污水处理人口普及率
 - 海水浴場の水質判定基準の達成状況等
- (3) 主に自然景観及び文化的景観の保全に関する指標
 - 国立公園利用者数
 - 保安林指定面積
 - 史跡、名勝、天然記念物等の国・自治体指定件数等
- (4) 主に水産資源の持続的な利用の確保に関する指標
 - 漁業生産量
 - 海域のクロロフィル a、栄養塩
 - 漁場環境等整備事業実施箇所数等

3 指標の現状値

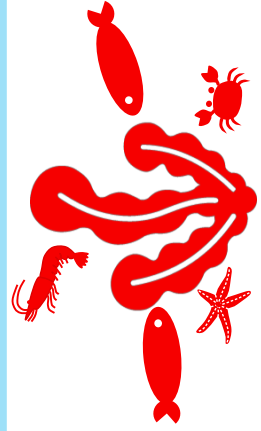
各指標について、現時点の数値、取組内容等を記載

- 令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正を受けて、同法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画を変更（昭和53年4月の策定以降、これまでに平成6年、平成12年、平成27年に変更を実施）
- 法の基本理念に加えられた「気候変動」の観点も踏まえ、新しい時代にふさわしい「里海づくり」を総合的に推進

新・基本計画のポイント

- 各地域が主体となって、地域の実情に応じた「海域ごと」、「季節ごと」、「季節ごと」の視点を踏まえ、きめ細やかな栄養塩類の管理や藻場・干潟等の保全・再生・創出といった「里海づくり」を推奨
- 気候変動や海洋プラスチックごみといった、近年クローズアップされてきた課題については、個々の地域での取組に加え、内陸域も含む瀬戸内海地域全体で連携した取組を促進

「瀬戸内海の水質改善」 から、「地域の実情に応じた里海づくり」へ



**栄養塩類の「排出規制」一辺倒から
きめ細かな「管理」への転換**

**温室効果ガスの吸収源ともなる
藻場の再生・創出を後押し**

**瀬戸内海を取り囲む地域全体で
海洋プラスチックごみの発生抑制を推進**

＜基本的な施策＞

水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減、下水道等の整備の促進や管理技術の向上、湾奥部をはじめとする底層環境等の改善、順応的な栄養塩類の管理、水産資源を含む生物の生息環境の整備 等

沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
自然海浜の保全及び沿岸域の環境再生、埋立てに係る環境配慮の確保、地域資源の再発見及びエコツーリズムの推進 等

海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等
海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進、プラスチックごみ対策の推進、循環経済への移行 等

気候変動等への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進
監視測定の充実及び調査研究等の推進、技術開発の促進等、最新の科学的知見に基づく評価 等

基盤的施策の着実な実施

環境保全思想の普及及び広域的な連携の強化、情報提供及び広報の充実、環境教育・環境学習の推進 等